



2021年11月19日

各位

会社名 株式会社エスユーエス
代表者名 代表取締役社長 齋藤 公男
(コード番号: 6554 東証マザーズ)
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 浅田 剛史
(TEL. 075-229-7400)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年11月19日開催の取締役会において、2021年12月23日開催予定の第23回定時株主総会に付議する定款の一部変更を、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2021年8月2日プライムロード株式会社(当社連結子会社)の設立に伴い、当社グループの事業活動に応じて事業目的を追加するものであります。
- (2) 2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (3) (記載省略)</p> <p>(4) <u>I T</u>コンサルティング事業</p> <p>(5) ~ (9) (記載省略)</p> <p>(10) ウェブサイト及びウェブコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営に関する事業</p> <p>(11) ~ (16) (記載省略)</p> <p>(17) 起業家支援に関する事業</p> <p>(18) ~ (19) (記載省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>各種</u>コンサルティング事業</p> <p>(5) ~ (9) (現行どおり)</p> <p>(10) ウェブサイト及びウェブコンテンツ、<u>その他</u>広告に関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営に関する事業</p> <p>(11) ~ (16) (現行どおり)</p> <p>(17) 起業家支援及び投資に関する事業</p> <p>(18) ~ (19) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="240 241 821 309"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="240 315 804 607"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="491 651 564 685">(新設)</p> <p data-bbox="491 1099 564 1133">(新設)</p>	<p data-bbox="1098 241 1171 275">(削除)</p> <p data-bbox="850 651 1070 685">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="845 692 1406 831"><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="874 837 1406 1055">2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めているものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="850 1099 930 1133">(附則)</p> <p data-bbox="874 1140 1406 1727">1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="874 1435 1406 1574">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="874 1581 1406 1727">3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年12月23日（予定）
定款変更の効力発生日 2021年12月23日（予定）

以上